

議案第七二号

専決処分事項の報告について

緊急執行を要した公有林野造林事業に対する起債については地方自治法第百七十九条第一項の規定により別紙専決処分書のとおり専決したので同条第三項の規定により報告し 議会の承認を求めらる。

昭和三十四年十月三十日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和三十四年十月三十日原案承認

三朝町議會議長加藤幸太郎



專決処分書

起債について

左記のとおり起債するものとする

記

一 起債金額 一金参百六拾万円也

一 起債目的 公有林野造林事業費

一 借入先 農林漁業金融公庫

一 借入利率 年六分五厘以内

一 借入時期 昭和三十四年度 但し工事又は財政の都合により起債の全部又は一部を翌年度において繰起して借入れることができる。

一 償還方法 昭和三十五年より二十年以内据置き 尔後十五年以内に毎年一回元利均等償還により償還するものとする（公庫において別に定められたときはそれに従う）

但し財政の都合により繰上償還とし又は償還年限を短縮し若しくは低利債に借換えることができる。

一 償還財源 稅收その他一般歳入

昭和三十四年十月十一日專決